

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(リープフログ型発展の実現に向けた資金支援事業)
のうち 二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業)
公募要領(二次募集)

公益財団法人地球環境センター
平成 27 年 9 月 7 日

公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。)では、環境省から平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(リープフログ型発展の実現に向けた資金支援事業)の交付決定を受け、リープフログ型発展の実現に向けた資金を活用して、民間企業等による先進的な低炭素技術を活用した事業投資を促進しています。本補助金は、開発途上国における温室効果ガスの削減とともに、二国間クレジット制度(以下「JCM」という。)を通じた我が国の温室効果ガス排出量削減への貢献を目的とするものです。

本補助金のうち、二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意していただきたい点は、この公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として採択された場合には、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(リープフログ型発展の実現に向けた資金支援事業のうち二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業)交付規程(以下「交付規程」という。)に従って手続き等を行っていただくこととなります。

目次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
(1) 事業概要	1
(2) 補助対象事業	2
(3) 補助対象者の要件	2
(4) 補助対象経費	3
(5) 補助金の交付額	4
(6) 設備整備の実施期間	4
3. 補助金の交付方法等について	4
(1) 補助事業者の選定方法	4
(2) 審査方法	4
(3) 審査項目	4
(4) 審査結果の通知	5
(5) 交付申請	5
(6) 交付決定	5
(7) 事業の開始について	5
(8) 補助事業の計画変更について	6
(9) 実績報告及び書類審査等	6
(10) 補助金の支払い	6
(11) 取得財産の管理等	7
(12) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等	7
(13) 交付決定の取消し等	7
(14) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	7
(15) 補助事業の予定スケジュール(目安)	8
(16) その他	9
4. 公募案内	9
(1) 応募方法	9
(2) 公募期間	9
(3) 応募に必要な提出物及び提出部数	9
(4) 提出先(本件窓口)	11
(5) 応募に関する質問の受付及び回答	11
5. 留意事項等	12
(1) 公表	12
(2) 経理	12
(3) その他	12

別表 1 経費費目の細分について.....	13
別表 2 事務費の内訳について.....	15
【参考資料】 補助事業における利益等排除について	
別添 1 暴力団排除に関する誓約事項	
別添 2 平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業採択審査基準	

1. 事業目的

我が国は、先進的な低炭素技術・インフラ及び製品の提供等を通じた海外における温室効果ガスの排出の抑制等への貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism: JCM）（以下「JCM」という。）を構築・実施しています。

平成 25 年 1 月のモンゴルをはじめとして、これまでに 14 か国との間で JCM を開始するための二国間文書に署名しており（平成 27 年 9 月 7 日現在）、現在、他の途上国についても、様々な場を活用して協議を行っています。

これらを踏まえ、「平成 27 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リーフログ型発展の実現に向けた資金支援事業）」により、「二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業」を行います。

この補助事業は、JCM の活用を前提として、途上国において優れた技術等を活用してエネルギー起源 CO₂ の排出削減事業を行うとともに、JCM によるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指すものです。

2. 事業内容

(1) 事業概要

補助対象者には、優れた技術等を活用した温室効果ガス（以下「GHG」という。）排出削減事業を実施していただくとともに、GHG 排出削減効果の測定・報告・検証（MRV）を行っていただきます。また、二国間クレジット制度を実施するための二国間文書に署名している国において、当該排出削減量について、下記に留意しつつ、JCM クレジットとしての発行を目指していただきます。

- 当該プロジェクトを JCM プロジェクトとして登録申請していただきます（第三者機関による妥当性確認の実施を含みます）。登録申請は、原則として補助事業の完了した日から 1 年以内に行ってください。JCM への登録のためには、同制度の下での合同委員会で承認された JCM 方法論を適用する必要があります。したがって、補助対象者には、当該補助事業に適用可能な JCM 方法論を自ら開発するか、別途方法論の開発を行う者への当該方法論開発に必要な情報提供等に協力していただきます。
- 補助対象者には、導入した設備の効果（GHG 排出削減効果）に関する MRV を実施して、交付規程で定める法定耐用年数満了までの間、センターに報告していただきます。
- JCM を実施するための二国間文書に署名している国においては、上記の MRV の実施結果を基に、クレジットの発行を申請していただきます。発行申請については、法定耐用年数分の削減量について行っていただきます（ただし二国間文書が有効な期間内に限ります。また、法定耐用年数分より長い期間の削減量について発行申請を行うことは妨げません）。初回の発行申請は、原則として JCM プロジェクトとして登録されてから 1 年以内に行ってください。それ以降は、複数年分をまとめて申請することも可能ですが、少なくとも平成 32 年までの削減量については、平成 33 年中に発行申請してください。
- 当該プロジェクトにより発行された JCM クレジットの 1/2 以上を、日本国政府に納入し

ていただきます。

(2) 補助対象事業

本事業の対象は、以下の ~ の要件を満たす、エネルギー起源二酸化炭素排出削減事業を実施できる設備(以下「補助対象設備」という。)の整備とします。

JCM に関する二国間文書に署名している又は署名が見込まれる開発途上国においてエネルギー起源二酸化炭素排出削減を行うとともに、同制度を通じて日本の削減目標達成に貢献する事業であること。

事業の実施が事業実施国の環境・社会への悪影響を及ぼさないものであること。

事業の成果として GHG の削減量を定量的に算定・検証できるものであること。

本事業の補助により導入する設備等について、日本国からの他の補助金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。)第 2 条第 1 項に規定する「補助金等」及び同条第 4 項に規定する「間接補助金等」をいう。)を受けていないこと。

なお、以下に示す JCM に関する二国間文書に署名している国及び署名することに関する決定がなされた国を優先とする(2015 年 9 月 7 日現在)。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、
インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ
(その後、本事業の実施期間中に新たに署名された場合、それらの国も含める)

(3) 補助対象者の要件

補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

(ア) 民間企業

(イ) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(ウ) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

(エ) 法律により直接設立された法人

(オ) その他環境大臣の承認を得てセンターが適当と認める者

国際コンソーシアム(に定める要件を満たす日本法人(以下「日本法人」という。)と外国法人等により構成され、事業実施を効率的に推進する組織)の代表事業者であること。

注 1) 交付申請は、日本法人と外国法人等の共同申請とし、日本法人を代表事業者とし、代表事業者以外の構成員を共同事業者という。

注 2) 代表事業者である日本法人は下記の責任を負うこととする。

(ア) 本補助事業の応募の際申請者となること。

(イ) 円滑な事業実行と目標達成のために、その事業の推進にかかわる取りまとめを行うとともに、実施計画書に記載した事業の実施体制に基づき、具体的な事業計画の作成や、事業の円滑な実施のための進行管理を行い、補助事業に係る経理その他の事務について一元的窓口となること。

(ウ) 優れた低炭素技術の導入を行うこと。

(エ) 代表事業者である日本法人の責により設備の購入・設置、試運転を行うこと。

(オ) 共同事業者における交付規程違反等に係る返還義務に関する全てのこと。

尚、代表事業者及び共同事業者は、特段の理由がありセンターが承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更することができません。

注3) 国際コンソーシアムを構成する事業者は下記の責務を負うこととする。

(ア) 当該補助事業に適用可能な JCM 方法論開発を行う者に、当該方法論開発に必要な情報提供等の協力をすること。

(イ) 当該補助事業の妥当性確認及び対象事業場における GHG 排出削減量の検証を受けるに当たり、それを円滑に行うため、第三者機関に対する必要な資料及び情報の提供等の協力をすること。

(ウ) 当該補助事業により整備した設備・機器を活用し、対象工場・事業場からの GHG 排出削減対策を実施し、GHG 排出量を算出するために必要なモニタリングをすること。

(エ) モニタリング結果に基づき、導入設備による GHG 排出削減効果を算出し、当該設備の法定耐用年数の間において毎年度、センターあるいは環境省に報告すること。

(オ) JCM に関する二国間文書に署名している国及び採択後に署名がされた国においては、JCM 合同委員会へのプロジェクト登録等の必要な措置をとること。

(カ) JCM 合同委員会に対し、当該補助事業によるクレジットの発行申請を行い、発行された JCM クレジットのうち2分の1以上を、日本国政府に納入すること。

(キ) 補助事業の完了後においても、法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理を行い、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

(ク) 国際コンソーシアムを構成する事業者を変更する場合は、センターに変更報告を実施した上、上記(ア)～(キ)の措置を継続実施すること。

補助事業を的確に遂行するに足る実績・能力・実施体制が構築されており技術的能力を有すること。

補助事業を的確に遂行するのに必要な経理処理の基礎を有すること。

補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

明確な根拠に基づき事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等を示せるものであること。

別添1に示す「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者であること。

(4) 補助対象経費

補助対象設備の整備に係る以下の経費が対象であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。各費目の詳細な説明については、別表を参照ください。

(ア) 本工事費

(イ) 付帯工事費

(ウ) 機械器具費

(エ) 測量及試験費

(オ) 設備費(モニタリング機器含む)

(カ) 事務費

(キ) その他必要な経費でセンターが承認した経費

< 補助対象外経費 >

以下の費用は補助対象外となります。

- ・ 既存設備の撤去費（撤去費に係る諸経費も含む）
- ・ 更新する消耗品
- ・ 既存設備の更新によって機能を新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」に係る費用
- ・ 少量排出源になるような機器
- ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない周辺機器（モニタリング機器除く）
- ・ 予備品
- ・ 為替差損、為替予約手数料

(5) 補助金の交付額

(4)の補助対象経費の総額の1/2を上限とします。

なお、実際の補助金額は交付規程第12条第1項の交付額確定通知書によって、交付すべき補助金額として確定されます。この際、予算上の制約や、事業性評価に基づく補助金の必要性の観点から、補助金額を調整させていただくことがあります。

(6) 設備整備の実施期間

交付決定日から最長で平成30年2月28日(水)までに費用精算が終了することを必須とします。

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を行ったうえで選定します。応募者より提出された書類等をもとに、センターによる審査を行い、補助事業者を選定し、予算の範囲内において採択案件を決定(内示)します。

(2) 審査方法

審査は、提出書類に基づく書面審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求めることがあります。

審査基準の詳細は、別添2「平成27年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業採択審査基準」を御参照下さい。

ヒアリング審査は、応募受付後2週間以内を目途に実施する予定です。

(3) 審査項目

提出された提案書の内容及びヒアリング内容について主に以下の項目について審査を行い、補助金の交付が適当と認められる事業について選定を行います。

注) 別添2の採択審査基準における「間接補助金」「間接補助事業」はそれぞれ本要領での「補助金」「補助事業」を指します。

注 2) 二次募集に当たり、「B. 評価審査」の優先する国に、サウジアラビア、チリ及びミャンマーを追加

しました(その他変更はありません)。

< 基礎審査項目 >

申請者が補助対象者の要件を満たしているか

提案の事業内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしているか

二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及び温室効果ガス(以下「GHG」という。)全体(エネルギー起源二酸化炭素を含む)の削減効果が期待できるか

補助事業で採用する技術は実用化されているか

補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか

補助事業がホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、また環境改善に寄与するか

補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

< 評価審査項目 >

(A) プロジェクト遂行体制の確実性

(B) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量、エネルギー起源二酸化炭素及びGHG全体(エネルギー起源二酸化炭素を含む)の排出削減に係る費用対効果(排出量を1トン削減するために必要な補助金額及び総支出予定額の費用対効果を評価)

(C) 導入技術のJCMホスト国での普及を図る実力、戦略性

(D) 方法論の考え方と完成見込度

(4) 審査結果の通知

採択の場合は内示通知を応募者に送付します。

(5) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、センターに提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求める場合がございます。

(申請手続等は別途定める交付規程をご参照ください(<http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp150907.html>))

(6) 交付決定

センターは、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

なお、交付申請書がセンターに到達してから交付決定まで約30日かかります。下記(7)の事業の開始は交付決定を受けた後となりますので、交付申請書の提出から交付決定までには時間を要することについて、ご注意ください。

また、(4)の採択案件の決定(内示)を通知した日から90日を経過した後も、交付申請書が未提出である場合、又は交付決定が困難と判断した場合は、事業実施が困難と判断し、原則として採択を取り消すこととしますのでご注意ください。

(7) 事業の開始について

補助事業者は、センターからの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。補助

事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

- ・ 契約日・発注日はセンターの交付決定日以降であること。
- ・ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ・ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

(8)補助事業の計画変更について

補助事業者は、下記のいずれかに当たる場合は、計画変更承認申請書をセンターに提出する必要があります。

- ・ 別表1「経費費目の細目について」の第1欄の区分ごとに配分された額を変更するとき。ただし、区分ごとの配分額の15%以内の流用増減を除く。
- ・ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - 一 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - 二 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - 三 補助事業によるエネルギー起源二酸化炭素削減量及びJCM によるクレジット発行見込量に変更がない場合

(9)実績報告及び書類審査等

補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したとき（補助事業が年度の上半期に完了する見込みである場合の当該完了見込み年度の前年度を除く。）は、翌年度の4月10日までに年度終了実績報告書をセンターに提出してください。

また、補助事業が完了（補助対象設備の検収が完了したことを指す）したときは、事業終了後30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに実績報告書をセンター宛に提出してください。

年度終了実績報告書及び実績報告書の提出に当たっては、工事等及びその実績に応じた支払いを完了させ、領収書を添付してください。これにより難しい場合は、請求書を添付することでも可としますが、補助金を受領した日から2週間以内に領収書をセンターに提出してください。

センターは補助事業者から年度終了実績報告書又は実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合するかどうかを確認します。センターにおいてその内容が適切であると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社、100%同一資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達を受ける場合は、利益等排除の対象となります。参考資料「補助事業における利益等排除について」を参照ください。

(10)補助金の支払い

センターは、年度終了実績報告書を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業者からの請求に基づき、報告を受けた翌年度の4月30日までにそ

の実績額に応じた額の概算払を行うものとします。

また、センターは、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該確定額から概算払を行った額の合計額を除いた金額を補助事業者に支払うものとします。ただし、概算払を行った額の合計額が確定額を超えているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとします。

(11) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産(取得財産等)については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的(補助金交付申請書の実施計画書及び補助金精算報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容)に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめセンターの承認を受ける必要があります。また、国際コンソーシアム内の外国法人等に移譲する場合も、あらかじめセンターに報告する必要があります。その際、場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。

なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

(12) 補助事業者の合併・統合、名称変更又は住所変更等

補助事業者は、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降5年度を経過するまでの間において、合併・統合、名称変更又は住所変更等が生じたときは、遅滞なくセンターに報告する必要があります。

(13) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含めセンターに返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく理事長の処分若しくは指示又は交付規程に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(14) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

(15)補助事業の予定スケジュール(目安)

日程	内 容	
平成27年度		
9月7日(月)	募集開始、提案書の随時受付	
提案書受領後 2週間以内	ヒアリング審査実施	東京にて実施
採択審査後	採択決定(交付の内示)	センターでの採択審査に基づく
採択決定後	交付申請書の提出	
	交付決定 補助事業の開始	センターでの交付申請書審査に基づく
12月18日(金)	募集締切	
平成28年 2月末日	【平成27年度単年度案件】 補助事業の工期完了	
2月～3月	【平成27年度単年度案件】 完了実績報告書の提出(3月10日 日まで) センターによる工事完了現地確 認調査、確定検査 【平成27-28年度案件】 【平成27-29年度案件】 センターによる年度末中間検査 年度終了実績報告書の提出(4 月10日まで)	現地確認調査には補助事業者の同行要
平成28年度		
4月	【平成27年度執行分】 補助金支払	センターでの検査に基づく
平成29年 2月末日	【平成27-28年度案件】 補助事業の工期完了	
2月～3月	【平成27-28年度案件】 完了実績報告書の提出(3月10日 日まで) センターによる工事完了現地確 認調査、確定検査 【平成27-29年度案件】 センターによる年度末中間検査 年度終了実績報告書の提出(4 月10日まで)	現地確認調査には補助事業者の同行要

平成29年度		
4月	【平成28年度執行分】 補助金支払	センターでの検査に基づく
平成30年 1月末日	【平成27-29年度案件】 補助事業の工期完了	
2月～3月	【平成27-29年度案件】 完了実績報告書の提出 センターによる工事完了現地確認調査、確定検査	現地確認調査には補助事業者の同行要
(翌年度)4月	【平成29年度執行分】 補助金支払	センターでの検査に基づく

(16)その他

本補助金により取得された固定資産等は、日本国外に設置されるので、法人税法及び所得税法に基づく圧縮記帳の対象となりません。

4. 公募案内

(1)応募方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を公募期間内にセンターに持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)により提出していただきます。ファックス及び電子メール(インターネット)での提出は認めません。

提出物は封書に入れ、宛名面に「リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業のうち二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業(二次募集) 応募書類」と赤字で明記してください。

また、応募書類の送付時に本件窓口までその旨電子メールで連絡してください(電子メールの件名は「平成27年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業のうち二国間クレジット制度を利用したプロジェクト設備補助事業応募書類送付の連絡【団体名】」とし、本文中に団体名、調査名、担当者名及び連絡先を記入すること。)。応募書類受付後、そのメールに返信します。

(2)公募期間

平成27年9月7日(月)～平成27年12月18日(金)

ただし、採択案件の補助金額が予算上限に達した時点で終了します。

(3)応募に必要な提出物及び提出部数

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

応募書類のうち、様式が定められているものについては、必ず次のウェブサイトから電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。(<http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp150907.html>)

ア 公募提案書【様式 1】

イ 実施計画書【様式 2】

2.(2) 対象事業における「対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面)等を参考資料として必ず添付してください。

また、プロジェクト全体の調達予定先・建設期間中及び事業開始後の体制(出資者構成も含む。)に関する書類、現地法規制の情報に関する書類等についても、必ず添付してください。

ウ JCM プロジェクト概要【様式 3】

プロジェクト全体の事業性のうち内部収益率 (IRR) については、別紙 (様式自由) にて計算根拠・過程を記載してください。

エ Project Idea Note for the Model Project【様式 4】

応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大 3 ページまでで作成いただくものです。様式 4 は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承ください。また、ホスト国から様式 4 について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。

オ 経費内訳【様式 5】

金額の根拠がわかる書類 (見積書) 等を参考資料 (様式任意) として必ず添付してください。

経費内訳は年度ごとに記載のうえ、提出してください。

カ 導入する設備・技術に関する説明資料 (様式任意)

キ 応募申請者 (共同事業者がある場合はそれを含む。) の企業パンフレット等業務概要がわかる資料及び定款又は寄附行為を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の定款又は寄付行為の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。

ク 応募申請者 (共同事業者がある場合はそれを含む。) の経理状況説明書 (直近 3 決算期の監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書 (応募の申請時に、法人の設立から 2 会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から 2 会計年度を経過し、かつ、3 会計年度を経過していない場合には、直近の 2 決算期に関する監査済みの貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)) を提出すること。また、認可を受けている者等は、設立の認可を受け、又は設立の認可が適当であるとされた法人の申請年度の事業計画及び収支予算の案を提出すること。ただし、この案が作成されていない場合には、提出を要しない。)

ケ 代表事業者届出書【様式 6】

コ 国際コンソーシアム協定書 (案) 国際コンソーシアム協定に関する詳細書類等 (協定書締結に向けた調整状況を説明する資料など) (様式任意)

サ 事業目論見書等 (様式任意)

シ 提出書類チェックリスト (確認欄にチェックを入れること。) 【様式 7】

ス その他参考資料

応募者は、以上の書類を提出期間中に提出してください(原則として再生紙に両面印刷としてください)。

原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません(審査により選定された補助事業者は、後日、交付規程に基づき補助金交付申請書を提出していただきます)。

提案書類は案件の選定のみによいます。また、一度ご提出いただいた書類の返却はいたしません。

- ・ 上記書類について、正本(紙)1部・副本(紙)9部を提出してください。
- ・ 上記書類のデータを保存したCD-Rを1部提出してください。CD-Rのレーベル面には提出事業者名・事業実施国名・事業名を必ず記載してください。

なお、審査過程において、必要に応じて電話及び電子メールにて別途問い合わせさせていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもあり得ますので、御了承ください。

(4)提出先(本件窓口)

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 補助事業グループ

担当：辻、貝原

TEL：03-6801-8860 <受付時間：9:30～12:00、13:00～17:30(土曜、日曜、祝日を除く)>

Email：jcm-sbsd@gec.jp

(5)応募に関する質問の受付及び回答

本公募に関するご質問等がある場合は、上記(4)本件窓口宛に電子メール又は電話でお問い合わせください。なお、二次募集にあたっては、公募説明会は開催しません。

5. 留意事項等

(1)公表

採択事業については、環境省及びセンターのウェブサイトにおいて、事業名、事業者名、事業概要、想定削減量等を公表する場合があります。また、併せて記者発表を行う場合があります。

ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

(2)経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管する必要があります。

(3)その他

上記のほか、必要な事項は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及びその施行令(昭和 30 年政令第 255 号)の規定によるほか、交付規程に定めますので、これを参照してください。

別表1 経費費目の細分について

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	<p>(直接工事費)</p> <p>材料費</p> <p>労務費</p> <p>直接経費</p> <p>(間接工事費)</p> <p>共通仮設費</p> <p>現場管理費</p>	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、後片付け整地等に要する費用、機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、技術管理に要する費用、交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>

設備費	付帯工事費	一般管理費	<p>請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>	
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具及び車両等の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>	
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p>	
	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器(モニタリング機器含む)の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>	
	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費及び設備費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>	
		号	区 分	率
		1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%
		2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%
		3	1億円を超える金額に対して	4.5%

別表2 事務費の内訳について

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料(借料)をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

【参考資料】

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に国際コンソーシアムを構成する事業者(以下、「事業者」と言う。)の自社製品の調達又は関係会社からの調達分(工事を含む。)がある場合、補助対象事業の実績額の中に事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1. 利益等排除の対象となる調達先

事業者が以下の ~ のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

事業者自身

100%同一の資本に属するグループ企業

事業者の関係会社(上記 を除く)

2. 利益等排除の方法

(1) 事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 事業者の関係会社(上記 を除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、公募提案書の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、センターの求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

別添 2

平成 27 年度

リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業

採択審査基準

平成 27 年 9 月

公益財団法人 地球環境センター

平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業
採択審査基準

平成 27 年 9 月
(公財)地球環境センター

1. はじめに

「平成 27 年度リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業実施要領(案)」第 3(6)に基づき、公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。)は、公正かつ透明性が確保された手続きにより間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採択に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成しました。

センターは環境省と協議の上、本審査基準に基づいて間接補助金交付先の採択を行います。

2. 事業の目的

途上国のリープフロッグ型発展の実現に向けた低炭素設備等導入事業に要する経費を補助することにより、民間企業等による優れた低炭素技術等を活用した事業投資を促進し、途上国における温室効果ガスを削減するとともに、二国間クレジット制度を通じて我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成に資することを目的とする。

3. 審査基準の概要

間接補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、提案者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施します。

A. 基礎審査

まず基礎審査として、以下の審査項目を満たしていることを確認します。そのうえで、すべての審査項目を満たしている提案については、B の評価審査に進みます。いずれかの審査項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

(1) 基礎審査の審査項目

申請者が間接補助対象者の要件を満たしているか

提案の事業内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしているか

二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及び温室効

果ガス（以下「GHG」という。）全体（エネルギー起源二酸化炭素を含む）の削減効果が期待できるか

間接補助事業で採用する技術は実用化されているか

間接補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか

間接補助事業がホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、また環境改善に寄与するか

間接補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）や他政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携して行う地球温暖化対策に貢献する事業か【JICA等支援プロジェクト連携資金補助事業のみ】

（２）基礎審査の審査項目の確認方法

申請者が間接補助対象者の要件を満たしているか

- ・間接補助対象者に関して、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（リープフロッグ型発展の実現に向けた資金支援事業）公募要領 2 .(3)」に記載された要件を満たしているか

提案の事業内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしているか

- ・間接補助事業の内容が、交付規程及び公募要領を理解し、それらの要件を満たした上で提案されたものか

二国間クレジット制度を通じて、確実なエネルギー起源二酸化炭素及び GHG 全体（エネルギー起源二酸化炭素を含む）の削減効果が期待できるか

- ・エネルギー起源二酸化炭素が削減される技術であるか（削減効果が定量化できるか、活動量の低減によるものでないか、他の削減要因と明確に区別できるか等を確認
- ・その他 GHG の削減に資する技術であるか

間接補助事業で採用する技術は実用化されているか

- ・商用運転等の実績があるか（商用運転実績の証憑や実証試験等の実績を確認）
- ・又は機器が量産化されているか（カタログ、仕様書等が整備されていることを確認）

間接補助事業で採用する技術の優位性を客観的に示すことができるか

- ・当該優位性を示す（他社を含む）カタログや文献等があるか
- ・ホスト国の省エネルギー等に関する規格において高い性能を有しているか

間接補助事業がホスト国の環境及び社会経済に悪影響を及ぼさないか、また環

境改善に寄与するか

- ・設備導入や運転について、ホスト国の環境法体系（大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理、騒音・振動、生態系等）を順守できるか、かつ環境保全に関する国際的な慣行・ガイドラインを参照しているか
- ・ホスト国の持続的成長に寄与するか

間接補助事業に要する経費の算定が適切に行われているか

- ・過去に行われた同様又は類似設備の導入実績をもとに積算しているか
- ・又は設計・仕様書があり、それに基づいた積算・見積もりであるか
- ・人件費、旅費等の根拠が明確であり、工数・渡航回数等も適切であるか

JICA や他政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携して行う地球温暖化対策に貢献する事業か【JICA 等支援プロジェクト連携資金補助事業のみ】

- ・JICA や他政府系金融機関の出資・融資を受ける事業と連携しつつ、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減を行うプロジェクトか。JICA や他政府系金融機関の出資・融資を受ける事業自体の申請・採択状況はどうか

B. 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価を踏まえて採点を行います。
なお、以下に示す日本との間で二国間クレジット制度（以下「JCM」という。）を開始した国（2015年9月7日現在）及び開始することに関する決定が成された国を優先します。

モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ

(1) 評価審査の審査項目、配点及び評価方法

(A) プロジェクト遂行体制の確実性（以下の項目について総合的な評価を行う） （40点）

事業者のJCM、本補助事業、並びに代表・共同事業者の責務に対する理解及び事業者の経営健全性及び代表事業者の事業遂行能力（10点）

事業計画（事業スケジュール、導入サイトの決定、事業権及び許認可取得見込みを含む）、資金調達（資金を負担する者ごとの負担額が明確に定められているか、資金の調達方法に確実性があるかを含む）、経済性・収支予測・投資回収年数などの事業性（20点）

国際コンソーシアム構成メンバーの明確な役割分担及び協定書の締結などの事業実施体制の構築状況（資金負担についての意思決定状況を含む）（10点）

(B) エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量、エネルギー起源二酸化炭素及びGHG全体（エネルギー起源二酸化炭素を含む）の排出削減に係る費用対効果（排出量を1トン削減するために必要な補助金額及び総支出予定額の費用対効果を評価）（40点）

エネルギー起源二酸化炭素排出削減量（10点）

エネルギー起源二酸化炭素排出削減量の計算には、JCMにおいて承認された方法論又は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブックのハード対策事業計算ファイル等、合理的な計算方法を利用すること。

エネルギー起源二酸化炭素排出削減量に係る補助金額の費用対効果（20点）
CO₂削減コスト [円 / tCO₂] = 補助対象経費のうち補助金額[円] ÷ (エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [tCO₂/年] × 耐用年数 [年])

GHG排出削減量に係る補助金額の費用対効果（5点）

GHG削減コスト [円 / tCO₂換算] = 補助対象経費のうち補助金額[円] ÷ (GHGの排出削減量 [tCO₂換算/年] × 耐用年数 [年])

エネルギー起源二酸化炭素排出削減量に係る総支出予定額の費用対効果（4

点)

CO₂ 削減コスト [円 / tCO₂] = 補助対象経費の総支出予定額 (補助金額と自己負担の合計) [円] ÷ (エネルギー起源二酸化炭素の排出削減量 [tCO₂/年] × 耐用年数 [年])

GHG 排出削減量に係る総支出予定額の費用対効果 (1 点)

GHG 削減コスト [円 / tCO₂ 換算] = 補助対象経費の総支出予定額 (補助金額と自己負担の合計) [円] ÷ (GHG の排出削減量 [tCO₂ 換算/年] × 耐用年数 [年])

なお、耐用年数は、補助対象設備の耐用年数 (減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) に定める法定耐用年数をいう。ただし、公募要領等で事業の特性や実情等を踏まえた根拠のある耐用年数の使用を認めている場合はその耐用年数とすることができる。

(C) 導入技術の JCM ホスト国での普及を図る実力、戦略性 (10 点)

(導入技術の JCM ホスト国での市場性・波及効果、JCM ホスト国における政策との合致度、設備の維持管理等に係る技術・現地のサポート体制を評価)

(D) 方法論の考え方と完成見込度 (10 点)

(適格性要件、リファレンス排出量の設定、プロジェクト排出量の算定、モニタリング実施体制の明確さを評価)

以上